

住宅宿泊事業法と旅館業法（簡易宿所）の比較

令和7年7月改正

	住宅宿泊事業法		旅館業法（簡易宿所）
管理委託について	個人	家主在住：事業者（届出の居室が6室以上は登録された管理業者に委託） 家主不在：登録された管理業者に委託	申請者が管理をする場合は必要なし
	法人	登録された管理業者に委託	
必要な施設	台所・洗面所・トイレ・浴室（シャワーでも可）・宿泊室		洗面所（湯が供給できること）・トイレ・ <u>トイレの手洗い・浴室（シャワーでも可）・脱衣室に鍵・宿泊室に窓（採光/換気が可能な設備）</u> ※近くに公衆浴場がある場合は、浴室がなくてもよい
営業可能地域の確認	家主居住：確認不要 家主不在：確認必要（市街化調整区域は用途変更が必要）		確認必要
建物の登記	建物の種類が「居宅」等で登記されていること（要登記簿）		特に問わない
現状の使用方法	原則、「居宅・居室」として使用していること（他の事業用に供されているものは対象外）		特に問わない
届出及び許可	届出		許可（22,000円）
宿泊日数規制	年間180日まで		なし
定期報告	2ヶ月に1回（偶数月）に宿泊日数・宿泊者数・延べ宿泊者数・国籍別宿泊者数の報告が必要		なし
建物の持ち主	申請者以外は同意書必要（持ち主が死亡している場合は、相続権者全員の同意書及び除籍謄本等）		特に問わない（書類は不要）
分譲マンション	管理組合の同意が必要（規約で決められている等）		－（管理規約で禁止されている場合あり）
飲食提供する場合	「家主在住型」に規制緩和あり		<u>専用の厨房が必要</u> （農林漁家民宿の届出をする場合は、緩和あり）
手続き方法	「民泊制度ポータルサイト」からインターネットで入力・届出		保健所に書類で申請